

環境

提案・意見

大世古の新墓について（その2）

納骨にあたって埋葬許可証を墓地管理人に渡しますが、納骨の穴掘は施主がしても良いとPRすべきです。

納骨穴掘代 〇〇円

しきみ（左右）代 〇〇円

灯ろう（左右）穴掘代 〇〇円 と表示すべきです

埋葬許可証を回収と納骨を伊勢市から委託されて補助金をもらっているだろう。

回答

一つ目の「納骨時の施主様による穴掘りについての周知」につきまして、納骨等のご相談を受けたときの、墓地管理人又は市職員による適切な説明が重要であると考えます。施主様にお示しできるような納骨の作業手順書を作成し、分かりやすく説明ができるようにしていきたいと思えます。

二つ目の「料金表示」につきましては、穴掘り、しきみ、灯ろう等の作業は墓地管理人が自営で営んでいる業務ですので、ご提案につきましては、墓地管理人にお伝えさせていただきます。

三つ目の「埋火葬許可証の受取り等の市が墓地管理人に委託している業務範囲」につきましては、一つ目の回答と同様に、施主様にお示しできるような納骨の作業手順書を作成し、市の委託範囲と墓地管理人の自営業業務について説明できるようにしていきたいと思えます。

以上、市営墓地を気持ちよく使用していただけるよう、適正な管理に努めて参りますので、ご理解ご協力お願いいたします。

担当課

環境課（2019年8月回答） [8/13～8/16]

その他

提案・意見

庁舎内の自動販売機の配置場所について

暑い中市役所に入って自販機を探したところ、窓口の方に「下」にありますと教えて頂きました。

ATMは一階にあり便利です。

自販機も一階にあれば便利はずです。

水分補給も大切なことで、自販機なども利便性を考えた配置をお願いしたい!!

回答

ご提案いただきました本庁舎1階への自動販売機の設置は、来庁者の利便性向上につながるものと考えられますが、設置場所や電力確保などの課題があることから、現在は地階に設置している状況ですので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

担当課

管財契約課（2019年8月回答）〔8/13～8/16〕

その他

提案・意見

伊勢トピア隣接公園 ご確認

一連の質問に対するご回答から留め直しさせていただきます。

伊勢市は

- (1) 土地の利用実態でなく地目が優先される
- (2) 地目と異なる表記の看板表記が認められる
- (3) 多目的広場という名称はオープンスペースを含む雑種地である
- (4) 雑種地の維持管理費用は隣接する施設の費用と合算できる
- (5) 議会審議とは地域ニーズを含まない

回答

(1) 前回の回答のとおり、当該地は施設の利用目的を勘案し、施設の一角に多目的な広場を備えたものであり、地目に基づいて設置されたものではありません。なお、当該地の登記上の地目は「雑種地」ではなく「山林」となっています。

(2) 看板の表記は、利用者にとって分かりやすい表現としたものであり、地目を示しているわけではありません。

(3) 多目的広場という名称は、当該地の施設における名称です。

(4) 前回の回答のとおり、当該地はいせトピアの施設であるため、いせトピアの予算によって維持管理しています。

(5) 市議会議員は市民の皆さんの代表であり、今回のおおぞら児童園建設にあたっては、議会にて審議をお願いし、議決を得たことから事業を進めておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

【(1)～(4) 社会教育課、(5) こども発達支援室】

担当課

社会教育課、こども発達支援室

(2019年8月回答) [8/13～8/16]